

「足場の組立て等の業務に係る特別教育」のご案内

平素より当協会の事業運営について格別のご高配を賜り感謝申し上げます。

労働安全衛生法第59条3項では事業者は危険又は有害な業務で、法令で定めるものに労働者をつかせるときは、その業務に関する安全又は衛生のための特別教育を行わなければなりません。

平成27年7月1日に労働安全衛生規則が改正され第36条39号に「足場の組立て、解体又は変更の作業に係る業務（地上又は堅固な床における補助作業の業務を除く。）」が追加されましたので当協会では「足場の組立て等の業務に係る特別教育」を下記により開催いたします。

法令を遵守し、労働者の安全の為、貴事業所における該当者を是非この機会に受講いただきたくご案内申し上げます。

記

1. 日時・会場

日時	科目	会場
令和6年4月16日（火） 9時～16時30分	学科	新潟市秋葉区文化会館（練習室1） 新潟市秋葉区新栄町4番23号 TEL 0250-25-3301

<※多少遅れる場合は、会場に電話を入れて下さい>

2. 定員 40名（定員になり次第締め切ります）

3. 対象者

「足場の組立て等の業務」に従事する者

※「足場の組立等作業主任者技能講習」を修了している方は、この特別教育を受講する必要はありません。

4. 教育内容

科目	時間
足場及び作業の方法に関する知識	3時間
工事用設備、機械、器具、作業環境に関する知識	0.5時間
労働災害の防止に関する知識	1.5時間
関係法令	1時間
計	6時間

※修了後に確認テストを行います。

5. 受講料 会員 8,000円（非協会員 10,000円）

※ 受講料には、テキスト代を含みます。

6. 申込期限 令和6年4月8日（月）

7. 申込方法 申込書と振込書の写しを FAX 又は郵送で送ってください。
 受講番号は FAX 等でお知らせいたしますので、TEL・FAX 番号を必ず記載してください。受講料は下記口座にお振込下さい。

○ 振込先(一社)新津労働基準協会 第四北越銀行 新津支店(普)0331019

○ 申込先 〒956-0864

新潟市秋葉区新津本町 4-18-12 (一社) 新津労働基準協会
 (TEL 0250-22-6852 FAX 0250-22-6310)

8. その他 (1) 全課程受講者には講習会終了後、修了証を交付します。
 (2) 当協会は労働局長登録教習機関でないため「建設労働者確保育成助成金」の対象になりませんので予めご了承願います。
 (3) 当日は筆記用具、昼食(外食可)を持参してください。

受講日 R6.4.16 「足場の組立て等の業務に係る特別教育」受講申込書

(会員 ・ 非会員) 該当を○で囲む		TEL	()
※県内のいずれかの労働基準協会会員は会員とみなします		FAX	()
事業所名		業種	
所在地	〒	従業員数	
受講番号	職名	氏名	生年月日
※		(ふりがな)	昭 ・ 平 年 月 日生
※		(ふりがな)	昭 ・ 平 年 月 日生
※		(ふりがな)	昭 ・ 平 年 月 日生
※		(ふりがな)	昭 ・ 平 年 月 日生
※受講番号の欄は当協会で使用しますので記入しないでください。			

上記のとおり申し込みます。

(一社) 新津労働基準協会 会長 殿

令和 年 月 日

申込責任者: _____ 印

※当日のキャンセルは一切払戻いたしません。締切日以降のキャンセル料は受講料の3割をいただきますので予めご了承願います。受講者の変更は前日までに連絡下されば、可能です。

※個人情報保護に関する法律により、ご記入いただいた個人情報につきましては、当協会が責任をもって管理し、講習会の実施及び修了証の管理以外には使用いたしません。